

平成 26 年度

事業計画

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

公益社団法人全国老人保健施設協会

平成 26 年度事業計画

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)

〔総則〕

2025 年へ向けて地域包括ケアシステムの構築が進み、現在、国会で審議されている介護保険法等においても、介護老人保健施設（以下、老健施設）は、地域における要介護高齢者の在宅復帰、在宅生活支援、また、医療と介護の連携を図る重要な担い手となることが求められている。

この期待に応えるべく、昨年度に引き続き、老健施設が地域包括ケアシステムの中核施設としての機能と役割を果たし、高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的に、各種事業を実施する。

具体的には、老健施設のサービスの質の向上のために、各種研修事業と認定資格制度について、他団体との連携も視野に入れた拡充を図るとともに、R4 システムをはじめとする当協会の研究事業の成果の普及に努める。また、老健施設の活動が適切に評価されるよう、平成 27 年度介護報酬改定に向けた議論に資するための諸調査等を実施する。

これらの事業に加え、人材確保・育成、殊に平成 27 年度から適用される介護福祉士の実務者研修への対応や安全推進、大規模災害時の老健施設の相互支援体制の整備等を進める他、施設の運営及び経営に資する迅速・的確な情報伝達のため ICT 等を利用した広報関連事業を幅広く展開する。さらに、老健施設の取り組みや実績を国内外に広く発信していくため、関係機関及び関係団体との調整と協議を積極的に図っていく。

以上を達成するため、次に掲げる諸事業を多角的に実施していく。

1 会議

(1)社員総会

- ① 定時社員総会は、定款第 16 条第 1 項の規定に基づき、年 1 回開催する。開催の時期は、6 月とする。
- ② 臨時社員総会は、定款第 16 条第 2 項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(2)理事会

- ① 定例理事会は、定款第 38 条第 2 項の規定に基づき、年 2 回以上開催する。開催の時期及び回数は、6 月に 1 回、2 月に 1 回とする。
- ② 臨時理事会は、定款第 38 条第 3 項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(3)支部長会

支部長会は、必要に応じ開催し、各支部で集約された要望や意見等について意見交換を行うほか、介護保険制度等の国及び自治体の動向についての情報交換を行う。

(4)正副会長会

正副会長会は、定例的に開催し、緊急に対処すべき課題及び事業計画の執行についての検討を行う。

(5)常務理事会

常務理事会は、定例的に開催し、各委員会活動等の内容を協議し、事業計画の執行等について検討を行う。

(6)支部事務担当者会

支部活動や各支部の要望・意見等の意見交換を行い、協会本部と支部事務局との連絡を密にし、事業の運営に生かすことを目的として開催する。

(7)常設委員会及び特別委員会

各委員会は、必要に応じ開催し、事業実施上の諸問題、懸案事項等について検討する。

2 第25回全国介護老人保健施設大会

(1)開催地 岩手県盛岡市

(2)実施時期 平成26年10月15日(水)～10月17日(金)

(3)運営 公益社団法人全国老人保健施設協会岩手県支部

(4)大会会長 長澤 茂(岩手県支部長)

(5)対象者 第24回大会参加対象者の範囲に準ずる。

(6)大会テーマ 『雨ニモマケズ風ニモマケズ』

－震災を乗り越えて めざそう 夢のある老健を－

(7)会場 盛岡市民文化ホール(マリオス)、いわて県民情報交流センター(アイーナ)、ホテルメトロポリタン盛岡 他

(8)発表演題数 1,200題(ポスターセッションを含む)

(9)参加予定人員 4,000人

(10)後援予定 厚生労働省、岩手県、盛岡市、公益社団法人日本医師会、社会福祉法人全国社会福祉協議会等

(11)研修会

① 開催地 岩手県盛岡市

② 対象者 老健施設職員等を対象とする。

- ③ 参加予定人員 780 人
- ④ 研修内容等 改めて開催案内等に掲載する。

(12)第 8 回公益社団法人全国老人保健施設協会医療研究会

- ① 開催地 岩手県盛岡市
- ② 実施時期 平成 26 年 10 月 15 日(水)
- ③ 代表幹事 岡田 守功
- ④ 対象者 原則として研究会会員を対象とする。
- ⑤ 参加予定人員 200 人
- ⑥ 研究会内容 改めて開催案内等に掲載する。

3 教育事業

老健施設におけるサービスの質の維持・向上を図り利用者及びその家族に良質なサービスを提供することを目的として、理念教育・専門性の向上・職員のスキルアップ、そして施設の安定経営等に資する情報提供を含めた各種研修事業等を以下のとおり実施する。

(1)職員基礎研修事業

老健施設の理念を中心に、職員として必須の基礎的知識の修得を目的とし、実務経験 2 年未満の老健施設職員等を対象とした各職種合同の研修会を実施する。

(2)実地研修事業

実技修得を中心とする研修を 2 コース設定し、本協会が指定した施設において実施する。

- ・ A コース(基礎実技修得コース)原則、老健勤務 1 年以上の職員対象
- ・ B コース(専門実技修得コース)原則、老健勤務 2 年以上の職員対象

(3)管理者(職)研修事業(独立行政法人福祉医療機構の後援予定)

独立行政法人福祉医療機構の後援を得て、老健施設の基本理念、管理者としての基礎知識、行政の動向等について、老健施設の管理者等を対象とした研修会を実施する。

(4)中堅職員研修事業

老健施設における中堅クラスの職員としてのスキルアップを目的に、実務経験 5 年程度の老健施設職員等を対象とした研修会を実施する。

(5)ケアマネジメント実践講座

老健施設職員がケアマネジメントの一環として、高齢者ケアプランの

意義と役割を理解し、老健施設の機能に特化した「新全老健版ケアマネジメント方式～R4システム～」を活用したケアプランの策定と評価に必要な視点・知識・技術を修得することを目的とした研修会を実施する。

(6)リハビリテーション研修事業

老健施設におけるリハビリテーションについて、最新情報や実務者として必要な知識を修得することを目的とした研修会を実施する。

(7)医師研修事業

老健施設における医師の役割、施設のマネジメント等について理解を深めることを目的に、老健施設の医師を対象とした研修会を実施する。

さらに、高齢者の医学管理に必要な知識を修得するために一般社団法人日本老年医学会が主催する「老人保健施設管理医師研修制度」に運営協力する。

(8)認知症ケア研修事業

「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」の算定要件となる「認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修」を老健施設の医師を対象として実施する。

(9)看護職員研修事業

老健施設のチームケアの中で看護職員が果たすべき役割等についての理解を深めることを目的とした、看護職員を対象とした研修会を実施する。

(10)通所リハビリテーション研修事業

在宅生活を支援することを目的に老健施設に通所リハビリテーション事業所が併設されていることから、老健施設における通所リハビリテーションの役割や連携等について理解を深めることを目的とした研修会を実施する。

(11)食えることに関する研修事業

「食える」という動作について、口腔ケアだけでなく、座位、食事、排泄等、必要なケアを一貫して、多職種が学び理解を深めることを目的とした研修会を実施する。

(12)老健施設経営セミナー事業(独立行政法人福祉医療機構との共催予定)

老健施設の基本理念の周知徹底及び本協会活動の周知を目的として、独立行政法人福祉医療機構の実施する「介護老人保健施設経営セミナー」を共催する。

4 制度対策事業

介護保険制度に関する最新情報等をホームページ等で随時発信する等、老健施設の運営に資する諸々の情報提供を行う。

また、平成 27 年度介護報酬改定に向けた実態調査等の実施により課題を把握し、その対策を検討する。

5 認定資格制度事業

(1)認知症ケア研修事業

「3 教育事業 (8)認知症ケア研修事業」を実施する。

(2)リスクマネジャー資格認定事業

- ① リスクマネジャー養成講座を実施する。
- ② リスクマネジャー受験支援のため、インターネット環境を利用した模擬試験を実施する。
- ③ リスクマネジャー資格認定のための試験を実施する。
- ④ リスクマネジャー資格更新のための試験等を実施する。
- ⑤ 上記①③④の実施要件等については、必要に応じて検討を行う。

この他、老健施設のサービスの質の向上を図るための各種認定資格制度の創設や事業を円滑に運用するため、企画・検討等を行う。

6 調査研究事業

(1)介護保険制度と老健施設のあり方に関する調査研究事業

老健施設が地域の社会資源としてその役割・機能を十二分に発揮する方策を検討するため、老健施設のあり方・課題等について各種調査研究を行う。

(2)業務マニュアル見直し等のための研究事業

電子書籍「より良きケアを提供するための 老健施設ハンドブック」、業務マニュアル等について、制度改定等に対応した改訂を行う。

(3)その他

感染症対策等について、必要に応じて諸調査を実施する。

7 広報出版事業

(1)機関誌『老健』出版事業

機関誌『老健』を年 12 回定期刊行し、会員施設及び行政・関係団体に送付する他、購読を希望する者に頒布する。また、機関誌『老健』バックナンバーのデジタル化を推進し、検索を可能にする等、活用方法につ

いて検討する。

(2) ICTを利用した広報活動

ホームページを利用し、本協会の活動報告や行政の動向等の各種最新情報を迅速に提供し、老健施設の結束強化を図るとともに、広く国民に向けて老健施設や本協会に関する広報を行う。

(3)その他

『介護白書』の出版及び施設運営に関連する情報提供を目的とした施設関係者向けリーフレット作成等を必要に応じて行う。

8 ICT関連事業

上記「7 広報出版事業 (2) ICTを利用した広報活動」の他、広報出版事業の遂行に資するため、電子媒体の特性を活かした情報伝達を推進する。

また、老健施設の人材確保に資するため、昨年に引き続き求人サイトの使用を無料で会員施設に提供する他、効果的な調査をおこなうべく、ホームページを使用したアンケート調査を試行する。

なお、電子情報の活用状況を俯瞰し、必要に応じて環境整備(ソーシャルネットワークの利用)等について検討する。

9 老健施設人材確保・育成対策事業

老健施設の人材確保に資する方策等について再検討を行うほか、他委員会等と密接な連携を取りつつ、人材問題対策部会での外部有識者の意見や議論も参考にしながら、改定介護福祉士法に準拠した介護福祉士の実務者研修への対応の検討、認定介護福祉士養成研修への関与等に積極的に取り組む。

また、国等が実施する介護人材等の育成・確保に関する事業、ならびに外国人介護士・介護福祉士候補者の受け入れ事業に引き続き協力する。

10 安全推進対策事業

年2回春と秋に安全推進月間を設定し、老健施設における安全推進対策について啓発・普及を図る。

また、老健施設職員等を対象とした安全推進セミナーを開催する。

11 災害対策事業

「全老健災害派遣ケアチーム J C A T (Japan Care Assistance Team)」の体制整備のあり方等について検討する。

12 常設委員会事業

(1)総務・企画委員会

事業計画・事業報告案、予算・決算案の検討、税制等要望事項の検討や関係各方面に対する折衝及び要望活動等を積極的に展開し要望事項の実現をめざす。

この他、定款及び定款施行規程の検討、諸規程の検討、全国大会開催地等の検討、国や関係機関からの補助金等の検討、「14 高齢者ケア懇談会」を行う。

(2)管理運営委員会

老健施設の管理運営のあり方について課題を把握し、その対応について検討を行なうとともに、「新全老健版ケアマネジメント方式～R4システム～」の活用による利用者の個別性の尊重、住み慣れた地域で生活を継続する方策等について検討を行い、同システムの広報・普及を図る。

また、リスクマネジャーの養成を推進するための「5 認定資格制度事業 (2)リスクマネジャー資格認定事業」や、「9 老健施設人材確保・育成対策事業」、「10 安全推進対策事業」、「11 災害対策事業」を実施する等、介護老人保健施設の適正な管理運営の強化に資するため、多角的な検討を行う。

(3)研修委員会

「2 第25回全国介護老人保健施設大会 (11)研修会」及び「3 教育事業」に掲げた各種研修会等を実施すると同時に、参加者のニーズに沿った研修実施方法及びカリキュラムに関する検討を行う。

(4)学術委員会

老健施設及び各種職員の質の向上と技術向上に寄与するべく、関連する各領域の調査・研究を会員施設の協力を得て実施する。

※調査・研究としては医療、リハビリテーション、認知症、感染症対策などの介護サービス提供内容に関するものを検討する。

※在宅関連施設が増える地域社会の中で、老健施設の現状と役割について地域連携を踏まえて調査・研究する。

※調査票回収方法の効率化について検討する。

(5)社会保障制度委員会

「4 制度対策事業」に資するため、以下の活動を行う。(必要に応じ他委員会等と連携)

① 介護保険制度等に関連する最新情報の提供

② 介護保険制度等に関連する研修会等の企画・開催(研修委員会と連携)

- ③ 介護報酬改定前後の老健施設の施設運営及び施設経営実態等の把握を目的とした各種調査の実施
- ④ 介護保険制度を含む社会保障制度に関するあり方の検討、根拠データの収集・分析

その他、介護保険制度等に関連する問題点・課題、要望等に関する検討を適宜行う。

(6) 名誉・倫理諮問会議

表彰規程に定める、公益社団法人全国老人保健施設協会表彰及び介護老人保健施設事業功労者厚生労働大臣表彰に関する審査を行うとともに、老健施設における倫理的な問題等の取扱について検討を行う。

(7) 学術倫理委員会

学術倫理審査規則に定める、臨床研究・疫学研究等に関する審査を行う。

(8) 広報情報委員会

「7 広報出版事業」、「8 ICT関連事業」を実施するため、機関誌『老健』の紙面調整等の検討、ニューズペーパーやリーフレットの企画・作成、メールマガジン<e-roken>の編集・配信及びホームページの管理・運営等を行う。

また、上記各種媒体を活用し、当協会の活動内容及び介護保険制度等についての効果的な広報のあり方について検討する。

なお、常設委員会では、必要に応じ部会を設置する。

13 特別委員会事業

緊急に検討すべき事項や常設委員会では対処が難しい事項、多角的に検討すべき事項等に関しては、必要に応じ特別委員会を設置して対処する。

14 高齢者ケア懇話会

老健施設が国民に正しく理解され、また地域の社会資源として適切に利用されるため、広く学識経験者・マスコミ関係者等の参集を求め、老健施設及び本協会の活動についての意見を頂戴し、これを本協会の活動に生かすことを目的として、関係団体・マスコミ及び有識者等との懇談会を開催する。